

<環境省同時発表>

横浜港におけるヒアリの確認について

環境省が毎年実施している全国港湾調査（以下、「全国港湾調査」という。）の横浜港調査において、令和5年7月27日（木）及び28日（金）に発見されたアリについて、専門家による種の同定の結果、特定外来生物であるヒアリと確認されました。横浜港での発見は令和2年10月以来です。

確認地点周辺においては、殺虫餌（ベイト剤）を設置しています。

引き続き、環境省等と協力して、ヒアリが確認された地点を中心に調査及び防除を実施していきます。なお、当該アリが確認された場所は、ふ頭のコンテナヤード内であり、一般の方は立ち入ることができないエリアです。また、本件に関して人的被害はありません。

1 経緯

(1) 南本牧ふ頭

7/27 全国港湾調査において、調査事業者が、ヒアリと疑わしい働きアリ 50 個体程度を発見。確認地点周辺においては、殺虫餌（ベイト剤）を設置。

環境省関東地方環境事務所から、ヒアリと疑わしい働きアリが発見されたこと、横浜市へ連絡。環境省関東地方環境事務所が専門家に同定を依頼。

7/28 当該アリについて、専門家がヒアリであることを確認。

7/31 横浜市から地元関係団体、関係事業者等に注意喚起。

(2) 本牧ふ頭

7/28 全国港湾調査において、調査事業者が、ヒアリと疑わしい働きアリ 80 個体程度を発見。確認地点周辺においては、殺虫餌（ベイト剤）を設置。

環境省関東地方環境事務所から、ヒアリと疑わしい働きアリが発見されたこと、横浜市へ連絡。環境省関東地方環境事務所が専門家に同定を依頼。

7/31 当該アリについて、専門家がヒアリであることを確認。

横浜市から地元関係団体、関係事業者等に注意喚起。

2 今回確認されたアリについて

(1) 南本牧ふ頭で確認されたアリは、ヒアリの働きアリ 50 個体程度です。

(2) 本牧ふ頭で確認されたアリは、ヒアリの働きアリ 80 個体程度です。

3 今後の対応

環境省が実施する調査及び防除について、横浜市は引き続き、協力します。

4 事業者への注意喚起

(1) 注意点について

- ・ヒアリを刺激すると刺される場合があります。
- ・ヒアリと疑われるような個体や巣を見つけた際は、刺激（アリを踏もうとしたり、巣を壊したり等）せず、横浜市や環境省関東地方環境事務所へお伝えください。

(2) 刺されたときの対応について

- ・まずは安静（20～30分程度）にし、容体が急激に変化することがあれば、最寄りの病院を受診してください。
- ・受診の際は、「アリに刺されたこと」「アナフィラキシー（重度のアレルギー反応）の可能性があること」を伝えてください。

(図) 今回ヒアリが発見された場所



出典「地理院地図」

(写真) 今回確認されたヒアリ（南本牧ふ頭）
(環境省 提供)



(写真) 今回確認されたヒアリ（本牧ふ頭）
(環境省 提供)



お問合せ先

(ヒアリに関すること)	環境創造局政策課環境プロモーション担当課長	安藤 成晃	Tel 045-671-3830
(ヒアリに関すること)	環境創造局環境科学研究所長	古谷 智仁	Tel 045-453-2550
(港湾施設における対応に関すること)	港湾局施設管理課長	箕輪 竜一	Tel 045-671-7221